議案説明資料

【 目 次 】

•	· 議案第64号
	大島漁港再整備工事(その5) 請負契約の締結について・・・・・・・・・p.1
•	· 議案第65号
	八幡浜港可動橋製作・据付工事請負契約の締結について・・・・・・・・・p.6
•	· 議案第67号
	八幡浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・p. 10

令和2年9月 (令和2年9月1日提出)

議案第 6 4 号関係

件 名	大島漁港再整備工事(その5)請負契約の締結について
担当課	総務企画部 財政課
根拠法令等	・地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例(平成 17 年条例第 52 号)第 2 条

【概要】

- 1. 工事番号 02 漁港整第 2 号
- 2. 工事名称 大島漁港再整備工事(その5)
- 3. 工事期間 令和2年9月 日 ~ 令和3年3月31日
- 4. 予定価格 166, 344, 200円(内消費税等15, 122, 200円)
- 5. 請負金額 164, 780, 000円 (內消費税等14, 980, 000円)
- 6. 請負業者 堀田建設株式会社
- 7. 施工場所 八幡浜市大島
- 8. 工事概要 大島漁港において定期船の発着場となっている浮防波堤更新を行うため、ポンツーン N=1 基の製作を行う。

(構造規模) PC ハイブリッドポンツーン (延長 45.0m、幅 7.0m、高さ 2.9m) (工事内容) ポンツーン製作 N=1 基

他

一般競争入札結果調書

入札執行担当課 財政課

(工事番号) 02漁港整第2号

工 事 名 大島漁港再整備工事(その5)

工 事 箇 所 八幡浜市大島

入 札 日 時 令和 2年 8月 4日(火) 午前10時00分

者 堀田建設(株)(愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1)

落 札 金 額 ¥164, 780, 000-[税込]

工事の着手及び 契約日の翌日 ~ 令和 3年 3月31日(水) 工事 概要 浮防波堤(L=45.0m、B=7.0m、D=2.9m) N=1基

工 事 種 別 鋼構造物

予 定 価 格 ¥151, 222, 000-「税抜〕

調査基準価格 ¥134,645,118-[税抜] (事後公表)

<u>入</u> 氏 名	札 者 住 所	第 1 回 入 札 高 落札 円		+
祖田建設(株)	愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1	落札 円 149,800,000	落札率 99.1%	
		円	00.1/0	
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		H		
		H		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		H		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		H		
		H		
		H		
		円		

上記金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り捨てた金額) が会計法規上の申込みに係る価格である。

全体配置図



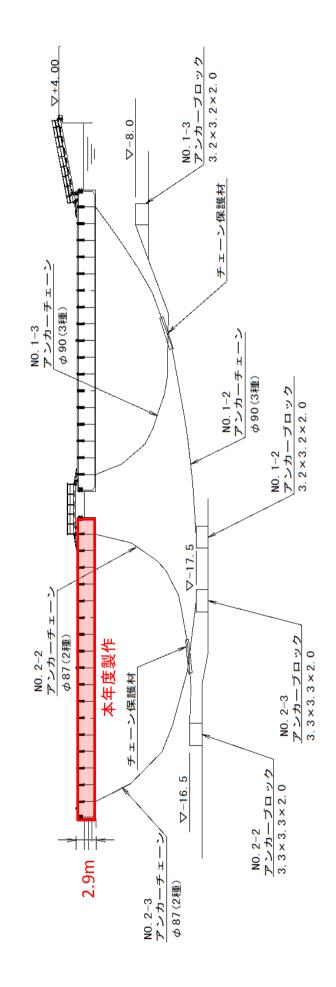




大島テラス側 NO. 1-4 アンカーブロック 4. 9×4. 9×2.0 NO. 1-3 アンカーチェーン ゆ90 (3種) NO. 1-4 アンカーチェーン ゆ90(3種) 1号基 灶 NO. 1-1 アンカーチェーン ゆ90 (3種) N0.1-2 アンカーブロック 3.2×3.2×2.0 NO. 1-2 アンカーチェーン あ90 (3種) NO.1-1 アンカーブロック 4.7×4.7×2.0 本年度製作 45.0m /N0.2-1 アンカーチェーン φ87(2槽) NO. 2-3 アンカーブロック 3. 3×3. 3×2. 0 NO. 2-4 アンカーブロック 4. 0 × 4. 0 × 2. 0 NO. 2-1 アンカーブロック 4. 0 × 4. 0 × 2. 0 ND. 2-2 アンカーブロック 3. 3×3. 3×2. 0 NO. 2-4 アンカーチェーン か87 (2種) NO. 2-3 アンカーチョ ゆ87(2種) 7.0m —

平面図

大島テラス側



議案第 65 号関係

件名	八幡浜港可動橋製作・据付工事請負契約の締結について
担当課	総務企画部 財政課
根拠法令等	・地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例(平成 17 年条例第 52 号)第 2 条

【概要】

- 1. 工事番号 02 港整第 2 号
- 2. 工事名称 八幡浜港可動橋製作・据付工事
- 3. 工事期間 令和2年9月 日 ~ 令和4年3月31日
- 4. 予定価格 492, 189, 500円 (內消費税等44, 744, 500円)
- 5. 請負金額 467, 335, 000円 (內消費税等42, 485, 000円)
- 6. 請負業者 株式会社三井E&S鉄構エンジニアリング 四国営業所
- 7. 施工場所 八幡浜市出島地区
- 8. 工事概要 八幡浜港フェリー岸壁築造工事のうち、可動橋製作・据付工事を実施する。

〈工事数量〉

可動橋 : N=2橋

他

一般競争入札結果調書

入札執行担当課 財政課

(工事番号) 02港整第2号

工事名八幡浜港可動橋製作・据付工事

工 事 箇 所 八幡浜市出島地区

入 札 日 時 令和 2年 8月 6日(木) 午前10時00分

者 ㈱三井E&S鉄構エンジニアリング 四国営業所(香川県坂出市築港町2丁目310番107)

落 札 金 額 ¥467, 335, 000-[税込]

エ 事 の 着 手 及 び 契約 日 の 翌 日 エ 事 概 要 可動橋: N=2橋 契約日の翌日 ~ 令和 4年 3月31日(木)

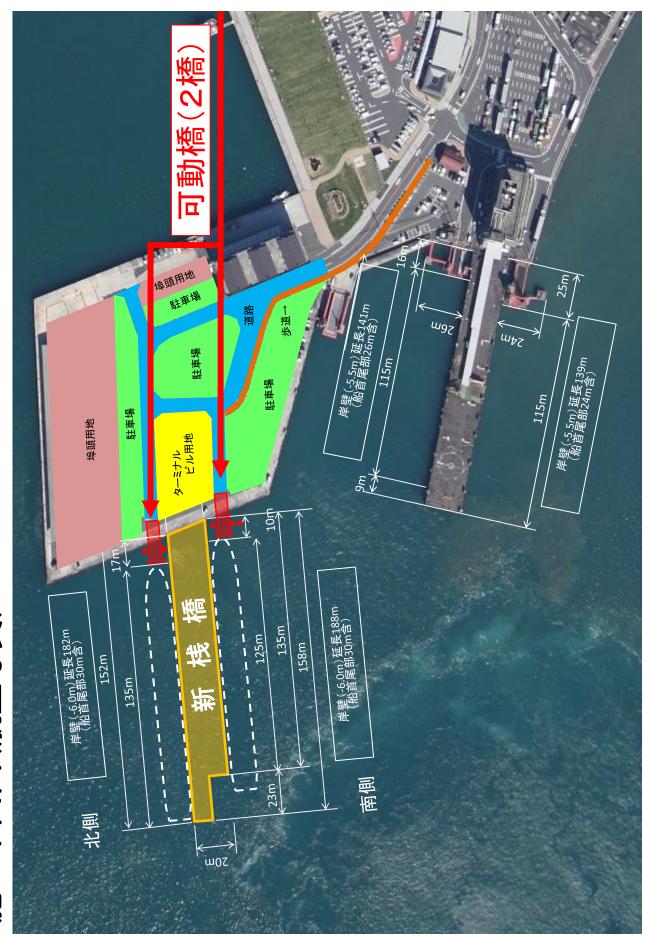
工 事 種 別 鋼構造物

予 定 価 格 ¥447, 445, 000-「税抜〕

調査基準価格 ¥402,700,500-[税抜] (事後公表)

入	札 者	第 1 回		1
氏 名	住	入 札 喜	-11-11-1-	
㈱三井E&S鉄構エンジニアリング 四国営業所	日外外次国,中宋18-75 1日010日101	洛札 424, 850, 000	落札率 95.0%	
小手川工業(株)	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田850番地	428, 000, 000		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	A # # 0 1 0 0 1 0 1 0 1 + 10 1/1 - 1 + 2		ナ / 佐 / - 1 円 土	

上記金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り捨てた金額) が会計法規上の申込みに係る価格である。



可動橋製作·据付工 可動橋製作 据付工 本工事施工予定 R2格H 中 施工済 ₹-52.60 • 10m <u>.</u> 17m <u>—</u> D-10.00 ₹ -53.70 岸壁(-6.0m)延長188m (船首尾部 30m含) 岸壁(-6.0m)延長182m (船首尾部30m含) フェリー桟橋 施工状況(平面図・縦断図) 125m 152m 158m 上部工 135m 上部工 ₹ 2-55.40 $\sqrt{\nabla -56.70}$ 基礎捨石工 V+4.00 Ħ 23m ∇ -31.05 ∇-43.60 Δ-55.13_ 砂礫層(Dg1) 鋼管抗 41500> N=35 基礎捨石<u>∇-18.60</u> $\underset{10m}{\longleftrightarrow}$ 工学的基盤層(Dg2) N=50以上 m02 粘性土(Dc) N=11 粘性土(Ac) ∇ -13.50 統那図 平面図 **-**9-

議案第 67 号関係

件名	八幡浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 市民課
施行日	令和3年4月1日

【改正の理由】

小中学生の通院に係る医療費助成を拡充すること等により、子育て世帯の一層の支援を図るため。

【現行の運用】

本市では、市単独の子ども医療費助成として、小中学生の入院のうち、食事代を除く自己負担分と歯科の通院及び歯科処方の処方箋による調剤の自己負担分を助成しており、また、通院に係る自己負担分に対しては、一人当たり月額3千円を超える部分を助成している。

【改正の概要】

- 1. 通院に係る助成について、一人当たりの自己負担が月額3千円を超える部分の基準を 廃止し、<u>無償</u>とする。(第4条)
- 2. 通院(歯科以外)及び入院に係る助成方法を、書面申請から医療機関窓口で受給者証 を提示する方法に変更し、自己負担分の支払の必要が無い助成方法に見直すことにより、 利便性向上を図る。(第6条)
 - ※ただし、県外の医療機関を受診した場合は、従来どおり書面申請が必要。
- 3. 就学のため親元を離れ、市外の学校所在地に住所を置く小中学生を助成対象に加える。 (第2条)

改正前 (現行)

X-11 (2211)					
区分	通	入 院			
区 分	歯科以外	歯 科	(食事代を除く)		
		受給者証の提示で			
出生~就学前		無償			
	月3千円を超える医療費	受給者証の提示で	書面申請により		
小中学生	を書面申請により助成		助成		
√4 1 T-	一部助成	無償	無償		



改正後

区分	通院		入 院
区 刀	歯科以外	歯科	(食事代を除く)
	受給者証の提示で		
出生~就学前		無償	
小中学生		受給者証の提示で	
(※就学のため、親元を			
離れ、学校所在地に住所		無償	
を置く子どもを含む。)		ボ	